

申請書等へのマイナンバー記入について

平成28年1月から、介護保険制度の各種手続きの申請・届出書には、マイナンバー（個人番号）の記入が必要になりました。そのため、申請書にマイナンバーを記入いただく際には、本人確認のため、「番号確認」と「身元確認」を行います。

番号確認には「個人番号カード」または「個人番号通知カード」、「個人番号の記載された住民票」の提示が必要です。

身元確認には、「個人番号カード」または「運転免許証」、「パスポート」などの提示が必要です。

また、代理人が申請を行う場合は、代理権の確認のために「委任状」と代理人の身元確認書類、本人の番号確認書類などが必要になります。

・ 被保険者本人が窓口で申請する場合

- ① 本人の個人番号を確認できるものがが必要です。以下のいずれか1点を持参してください。（番号確認）
 - (1) マイナンバーカード（写しでも可）
 - (2) 個人番号通知カード（写しでも可）
 - (3) 個人番号の記載された住民票（写しでも可）
- ② 本人確認のできるものがが必要です。以下のものを持参してください。（身元確認）
写真付（免許証等）もしくは、それ以外2点以上（保険証、年金手帳等）
以上が揃わない場合、確認することができないため、未記入で結構です。追って、各担当が職権で調査します。

・ 代理人が窓口で申請する場合

- ① 代理権の確認ができるものがが必要です。
委任状もしくは、本人の介護保険被保険者証等の官公署等から発行された公的な証明を持参してください。
- ② 本人の個人番号を確認できるものがが必要です。以下のいずれか1点を持参してください。（番号確認）
 - (1) マイナンバーカード（写しでも可）
 - (2) 個人番号通知カード（写しでも可）
 - (3) 個人番号の記載された住民票（写しでも可）
- ③ 代理人の本人確認のできるものがが必要です。（身元確認）
写真付（免許証等）もしくは、それ以外2点以上（保険証、年金手帳等）
以上が揃わない場合、確認することができないため、未記入で結構です。追って、各担当が職権で調査します。

・ 被保険者本人が郵送で申請する場合

- ① 本人の個人番号を確認できるものの写しが必要です。以下のいずれか1点を同封してください。(番号確認)
 - (1) マイナンバーカード (写し)
 - (2) 個人番号通知カード (写し)
 - (3) 個人番号の記載された住民票 (写し)

- ② 本人確認のできるものの写しが必要です。以下のものを同封してください。(身元確認)

写真付 (免許証等) もしくは、それ以外2点以上 (保険証、年金手帳等)

以上が揃わない場合、確認することができないため、未記入で結構です。追って、各担当が職権で調査します。

・ 代理人が郵送で申請する場合

- ① 代理権の確認ができるものがが必要です。

委任状もしくは、本人の介護保険被保険者証等の官公署等から発行された公的な証明を同封してください。

- ② 本人の個人番号を確認できるものの写しが必要です。以下のいずれか1点を持参してください。(番号確認)
 - (1) マイナンバーカード (写し)
 - (2) 個人番号通知カード (写し)
 - (3) 個人番号の記載された住民票 (写し)

- ③ 代理人の本人確認のできるものの写しが必要です。(身元確認)

写真付 (免許証等) もしくは、それ以外2点以上 (保険証、年金手帳等)

以上が揃わない場合、確認することができないため、未記入で結構です。追って、各担当が職権で調査します。

※ 代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合は、個人番号欄は未記入で結構です。追って、各担当が職権で調査します。